

高原川川漁業協同組合
岐阜県内共第 39 号及び 40 号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第 1 条 この規則は、高原川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 39 号及び 40 号第五種共同漁業権（以下「内共 39 号及び 40 号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第 2 条 内共 39 号及び 40 号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりする。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ資 格
あゆ漁業	竿釣・手釣	組合員である こと
やまめ漁業	(餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣 (ルアーの使用を含む)、コロ コロ釣をいう。)	
にじます漁業	投網	
いわな漁業	張網	
うぐい漁業	火振網	
かじか漁業	置針	
よしのぼり漁業	登り落ち	
あじめどじょう漁業	あじめ釜 玉網	

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第 1 項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 3 条 前条第 1 項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業を営むべき期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期 間
あゆ漁業	5 月 11 日以降で組合が公示する日から 10 月 25 日まで
やまめ漁業	3 月 1 日午前 5 時から 9 月 9 日まで
いわな漁業	3 月 1 日午前 5 時から 9 月 9 日まで
にじます漁業	3 月 1 日午前 5 時から 9 月 9 日まで
うぐい漁業	3 月 1 日午前 5 時から 3 月 31 日まで及び 6 月 1 日から 10 月 25 日まで
かじか漁業	6 月 1 日から 10 月 25 日まで
あじめどじょう漁業	6 月 1 日から 10 月 25 日まで
よしのぼり漁業	6 月 1 日から 10 月 25 日まで

- 2 前項ただし書の規定により、理事が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(漁業の方法等)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ漁業	手釣	制限なし	全区域	あゆの毛鉤・餌釣りは、8 月 20 日から 10 月 25 日まで。
やまめ漁業	竿釣	使用できる釣竿は 1 本とする。 あゆ友釣の掛け鉤は使用できる総鉤数を 4 本まで、逆針から下の掛け鉤仕掛けの全長は 15cm までとする。		
にじます漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業 よしのぼり漁業 あじめどじょう漁業	投網 火振網 張網	網目の大きさ 1.5 センチメートル以上(5 分目以上)		
	置針	制限なし		
	玉網	直径 40cm 以下		
	あじめ釜 登り落ち	あじめ釜 3 統 登り落ち 3 統		

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 理事が第 1 項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第 6 条 理事は、第 2 条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共 39

号及び 40 号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第 2 条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第 7 条 理事は、前条第 1 項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第 8 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、疑似餌釣り(ルアー・フライ・テンカラ)でカエシのない(バーブレス)シングルフック 1 本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により漁業してはならない。この場合においては、採捕した魚種の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	蒲田川道観松砂防堰堤上流端から下流、たから流路工第 5 床固工下流端までの区域	3 月 1 日午前 5 時から 9 月 9 日まで

(全長の制限)

第 9 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
かじか	5センチメートル

(尾数の制限)

第 10 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1 人 1 日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
いわな	20 尾
やまめ	20 尾

(禁止区域)

第 11 条 次の表の左欄の区域においては、それぞれ右欄の期間中は、漁業を行ってはならない。

区 域	期 間
高原川東町発電所堰堤(浅井田ダム)上流端から上流 100メートル、下流端から下流 50メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで
蒲田川旧中尾橋上流端から上流 100メートル、下流 100メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで
双六川双六川ダム上流端から上流全域	1 月 1 日から12月31日まで
双六川支流の深洞谷全域	1 月 1 日から 1 2 月31日まで
吉田川葛谷洞合流点より上流全域	1 月 1 日から 1 2 月31日まで
蒲田川支流右俣谷全域	令和6年 1 月1日から令和8年12月31日まで
蒲田川支流左俣谷全域	令和9年1月1日から令和10年12月31日まで
蒲田川支流右俣谷全域	令和11年1月1日から令和13年12月31日まで
蒲田川支流左俣谷全域	令和14年1月1日から令和15年12月31日まで
高原川藤波橋上流端から下流船津橋下流端の区域	1 月 1 日から12月31日まで (網漁法のみ)
高原川東町発電所堰堤下流端から下流 400メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで (網漁法のみ)
高原川古橋上流端から下流500mの区域	1 月1日から12月31日まで (網漁法のみ)
高原川高原ダム(葛山取水堰堤)下流端から下流80mの区域	1 月1日から12月31日まで (網漁法のみ)
高原川今見取水堰堤下流端から下流190mの区域	1 月1日から12月31日まで (網漁法のみ)
高原川吉ヶ原橋上流端から高原川二ツ屋橋下流端の区域	1 月1日から 9 月10日正午まで (網漁法のみ)
高原川船津橋下流端から下流、宝橋下流端の区域	1 月1日から 9 月10日正午まで (網漁法のみ)
高原川神岡線漆山鉄橋上流端から下流、牧発電所下流端の区域	1 月1日から 9 月10日正午まで (網漁法のみ)
高原川岩井戸橋上流端から見座橋下流端の区域	1 月1日から 9 月10日正午まで (網漁法のみ)
高原川赤桶吊橋上流端から国道471号笠谷橋右岸橋詰の延長線の区域	1 月1日から 9 月10日正午まで (網漁法のみ)
高原川高原ダム(葛山取水堰堤)下流端から下流1100mの区域	1 月1日から 9 月10日正午まで (網漁法のみ)
高原川六郎取水堰下流端から下流30メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで (うぐい、かじか、よしのぼり、あじめどじょう漁業のみ)
高原川岩井戸取水堰堤下流端から下流 50mの区域	1 月 1 日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょう漁業のみ)

区 域	期 間
高原川高原ダム(葛山取水堰堤)下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょう漁業のみ)
高原川今見取水堰堤下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょう漁業のみ)
白水谷床固め工上流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょう漁業のみ)
高原川藤波橋上流端から下流西里橋下流端の区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょう漁業のみ)

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第12条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び魚種別増殖実施量について、毎年3月末までに、組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第13条 内共39号及び40号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共39号及び40号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁法の名称	単 位	行使料の額
あゆ竿釣り(コロコロ釣りを除く)	年 間	500 円
雑魚 手釣り・竿釣り	年 間	500 円
投網・火振網・張網	年 間	5,000 円
あじめ釜	年 間	10,000 円
登り落	年 間	5,000 円
あゆコロコロ釣り	年 間	500 円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第14条 内共39号及び40号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共39号及び40号の行使をさせないことができる。

2 内共39号及び40号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(附則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。